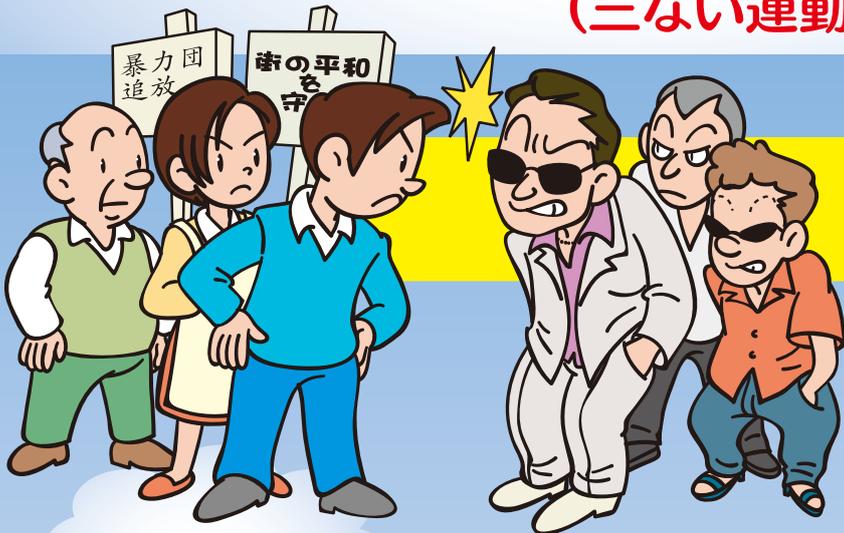


# 伊勢崎市暴力団排除条例

この条例は、市、市民、事業者等が一体となって暴力団を排除し、安心して安全に暮らせる地域社会を確保することを目的としています。

## 条例の基本理念 (三ない運動)

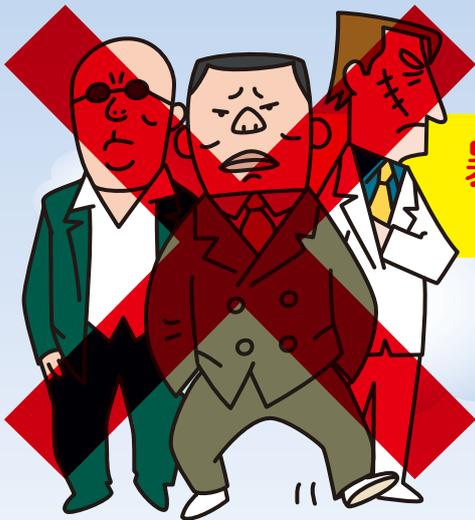


暴力団を恐れない

暴力団に資金を  
提供しない



暴力団を利用しない



暴力団に関する相談窓口

伊勢崎警察署刑事二課  
☎0270-26-0110

暴力団排除条例に関する  
お問い合わせ

伊勢崎市総務部安心安全課  
☎0270-27-2706

# 伊勢崎市暴力団排除条例の主な内容

## 市の役割



市は警察署、県、関係団体と連携し、暴力団排除に関する施策を推進します。

## 市民等の役割



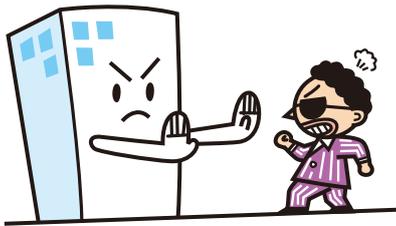
市が実施する暴力団排除の施策に協力するよう努めるとともに、暴力団排除に役立つ情報を知った時は、市及び警察署に提供するように努めます。

## 市の事務、事業における措置



公共工事その他の事務又は事業が暴力団を利することにならないよう、入札に参加させないなどの措置を講じます。

## 公の施設における措置



公の施設の利用が暴力団の活動の利益となる場合は、利用を拒否又は許可を取り消します。

## 市民等に対する支援



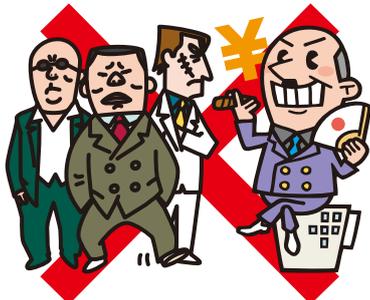
暴力団排除活動に取り組むための情報提供や、警察と連携し、安全確保に配慮します。

## 青少年に対する教育



市立中学・高校において、生徒が暴力団に加入せず、暴力団員等による犯罪の被害を受けないための教育を行います。

## 暴力団の威力利用の禁止



市民等は、債権回収や紛争解決等のために、暴力団員等を利用、又は暴力団の威力を利用してはいけません。

## 暴力団への利益供与の禁止



市民等は暴力団の威力を利用又は活動に協力する目的で、暴力団員等に金品その他の財産上の利益の供与をしてはいけません。

## みんなのまち



※伊勢崎市の事務、事業等から暴力団を排除するため、申請者に誓約書の提出をお願いする場合があります。

また、暴力団と関わりがあるか否かを警察署に照会する場合があります。

伊勢崎市暴力団排除条例は、群馬県暴力団排除条例と補完しあう形で適用されます。県条例では、義務違反者の公表のほか、罰則も定められています。